

第1章 総則.....	4
第1条（適用）	4
第2条（約款の変更）	4
第3条（定義）	4
第4条（単位および端数処理）	6
第5条（実施細目）	6
第2章 契約の成立申込み.....	7
第6条（契約の申込み）	7
第7条（利用期間）	7
第8条（供給準備その他必要な手続きのための協力）	7
第9条（需要場所）	7
第10条（契約の単位）	8
第11条（供給の開始）	8
第12条（供給の単位）	9
第3章 契約種別および料金	10
第13条（契約種別）	10
第14条（従量）	10
第15条（低圧電力）	12
第16条（サービス変更手数料等）	14
第4章 料金の算定および支払い.....	15
第17条（料金の適用開始の時期）	15
第18条（検針日）	15
第19条（料金の算定期間）	15
第20条（使用電力量の計量）	16
第21条（料金の算定）	16
第22条（日割計算）	16
第23条（料金の支払義務）	17
第24条（料金その他の支払方法）	17
第25条（延滞処理）	17
第5章 使用および供給.....	19
第26条（適正契約の保持）	19
第27条（力率の保持）	19
第28条（需要場所への立入りによる業務の実施）	19
第29条（電気の使用にともなう契約者の協力）	19
第30条（供給の停止）	20
第31条（供給停止の解除）	20
第32条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）	21
第33条（制限または中止の料金割引）	21

第 34 条 (違約金および損害賠償の免責)	21
第 35 条 (設備の賠償)	22
第 6 章 契約の変更および終了	23
第 36 条 (契約の変更)	23
第 37 条 (契約者の氏名等の変更)	23
第 38 条 (契約者の地位の承継)	23
第 39 条 (契約の解約)	23
第 40 条 (供給開始後の契約の解約または変更とともに料金および工事費の精算)	24
第 41 条 (解除等)	24
第 42 条 (契約消滅後の債権債務関係)	25
第 7 章 供給方法および工事	26
第 43 条 (需給地点および施設)	26
第 44 条 (架空引込線)	26
第 45 条 (地中引込線)	27
第 46 条 (接続引込線等)	28
第 47 条 (中高層集合住宅等への供給方法)	28
第 48 条 (引込線の接続)	28
第 49 条 (計量器等の取付け)	28
第 50 条 (電流制限器等の取付け)	29
第 51 条 (専用供給設備)	29
第 8 章 工事費の負担	31
第 52 条 (一般供給設備の工事費負担金)	31
第 53 条 (特別供給設備の工事費負担金)	32
第 54 条 (供給設備を変更する場合の工事費負担金)	33
第 55 条 (特別供給設備等の工事費の算定)	33
第 56 条 (工事費負担金の申受けおよび精算)	34
第 57 条 (供給開始に至らないで契約を解約または変更される場合の費用の申受け)	35
第 9 章 保安	36
第 58 条 (保安の責任)	36
第 59 条 (調査)	36
第 60 条 (調査等の委託)	36
第 61 条 (調査に対する契約者の協力)	36
第 62 条 (保安に対する契約者の協力)	36
第 63 条 (一般送配電事業者の検査または工事の受託)	37
第 64 条 (自家用電気工作物)	37
第 10 章 雑則	38
第 65 条 (禁止事項)	38
第 66 条 (契約者に係る情報の取扱い)	38

第 67 条 (準拠法)	39
第 68 条 (合意管轄)	39
第 69 条 (言語)	39
第 70 条 (定めなき事項)	39
第 71 条 (暴力団排除に関する条項)	39
第 72 条 (統計情報の取扱い)	40

第1章 総則

第1条（適用）

- (1) 当社が、一般の需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この J:COM 電力共用部コース契約約款（以下「約款」といいます）によります。
- (2) 約款は、当社の別に定める当社の提供区域に存在する集合住宅の共用部にて低圧で電気を利用されるお客さま（以下「契約者」といいます）に限り、適用するものとします。
- (3) 当社が提供する J:COM 電力共用部コース以外のサービスについては、別に定める契約約款および規約等を適用するものとします。

第2条（約款の変更）

- (1) 託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行なわれ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。また、契約者から求めがあった場合、当社は、契約者に対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。
- (2) 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
- (3) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます）の税率が変更された場合には、契約者は変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務に係る消費税等相当額を支払っていただきます。

第3条（定義）

次の言葉は、約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 一般送配電事業者

経済産業大臣の許可を受け、自らが維持し運用する送電用および配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給を行なう事業者をいいます。

電気事業法改正（2016年4月1日施行）前の一般電気事業者の送電、配電部門をいいます。

(2) 小売電気事業者

経済産業大臣の登録を受け、電力の小売供給を行なう事業者をいいます。契約者へ提供する電力の調達および電力の販売を行ないます。

(3) 託送供給

小売電気事業者が調達した電力を、一般送配電事業者が維持し運用する送電用および配電用の電気工作物により、契約者の需給地点まで送電することをいいます。

(4) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を規定する一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項にもとづき

経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

(5) 需給地点

当社が、契約者に電気の供給をするために一般送配電事業者が行なう接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。

(6) 電気工作物

電気を供給するための設備、受電設備、屋内配線、電気使用設備等の総称をいいます。

電気事業法上、電圧、電力の大きさで区分されており、一般の住宅等 600 ボルト以下で受電する電気設備は一般用電気工作物となります。

(7) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(8) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます）をいいます。

(9) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の契約者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(10) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(11) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(12) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、契約者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(13) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流单相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(14) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(15) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(16) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(17) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(18) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(19) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(20) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします)をいいます。

(21) 供給地点特定番号

需要場所において1つ付与される番号であって、一般送配電事業者または当社が設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(22) 接続供給

当社が契約者に電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(23) 接続供給契約

当社が一般送配電事業者と締結した接続供給にかかる契約をいいます。

第4条(単位および端数処理)

約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力については、第15条(低圧電力)(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。

第5条(実施細目)

約款の実施上必要な細目的事項は、約款の趣旨に則り、そのつど契約者と当社との協議によって定めます。なお、契約者は、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、契約者との協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者と協議をしていただく必要があります。

第2章 契約の成立申込み

第6条 (契約の申込み)

- (1) 契約者および当社は、J:COM 電力共用部コースの契約（以下「契約」といいます）に関する条件として、本約款および別途契約者および当社間にて取り交わされる「集合住宅一括契約に関する覚書」（以下「覚書」といいます）または「J:COM サービス一括提供に関する規約」（以下「集合住宅サービス一括提供規約」）の定めが適用されることを確認します。契約者は、本約款に予め合意した上で、当社との間で、覚書または集合住宅サービス一括提供規約を取り交わします。なお、本約款と覚書または集合住宅サービス一括提供規約が抵触する場合には、覚書または集合住宅サービス一括提供規約の定めが優先して適用されるものであることを確認します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、技術的な理由等により、J:COM 電力共用部コースを提供できない場合があることを、契約者は予め承諾するものとします。
- (3) 契約は、覚書を取り交わしたときまたは契約者が集合住宅サービス一括提供規約に合意したときに成立するものとします。ただし、当社および一般送配電事業者間において、契約者への電気の供給を行うために必要な接続供給契約が締結されることを停止条件とします。
- (4) 契約者は、本条第1項に基づき契約者が当社に申し出た小売電気事業者と締結済みの電力供給契約における契約種別および契約プランに相当する当社の契約種別および契約プランをお申込みいただくものとします。

第7条 (利用期間)

- (1) 利用期間は、契約が成立した日から、契約にもとづく電気の供給が開始された日以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって契約の消滅または変更がない場合は、契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

第8条 (供給準備その他必要な手続きのための協力)

契約者は、託送供給の実施にともない一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

第9条 (需要場所)

- (1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。
なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。
- (2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。
なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であってもそれぞれが、地上または地下において連結されかつ各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物とし

ての一体性を有していると認められる場合は1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は施設場所を1需要場所とすることができます。

第10条（契約の単位）

(1) 当社は、第14条（従量）について、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1契約を結びます。

電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、従量のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

(2) 当社は、第15条（低圧電力）について、従量のうちの1契約種別とあわせて契約する場合のみ、契約を結びます。

第11条（供給の開始）

(1) 当社は、当社および契約者間にて契約が成立したときには、供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉または停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかとなった場合には、あらかじめ契約者および一般送配電事業者と協議の上、供給開始日を定めることとします。

第 12 条（供給の単位）

当社は、次の場合を除き、1 契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

- （1）共同引込線（2 以上の契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます）による引込みで電気を供給する場合
- （2）その他技術上、経済上やむをえない場合

第3章 契約種別および料金

第13条 (契約種別)

当社が定めるサービスの契約種別は、次のとおりといたします。なお、契約種別の従量Bおよび従量Cを総称したサービスを電灯契約といい、低圧電力サービスを動力契約といいます。

需要区分	契約種別
電灯需要	従量B
	従量C
電力需要	低圧電力

第14条 (従量)

(1) 従量B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。

(ロ) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、契約者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、料金表に定める基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって

算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。なお、当社は当該燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額の合計額を「燃料費調整額」として請求するものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき料金表に定めるとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の1月あたりの基本料金は、料金表に定める基本料金額の半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量に対し、料金表に定める1キロワットあたりの電力量料金を乗じることにより算定いたします。

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が料金表に定める最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、料金表に定める最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(2) 従量C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) 契約者が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、

(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表8（契約容量等の算定方法）に

より算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、料金表に定める基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。なお、当社は当該燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額の合計額を「燃料費調整額」として請求するものといたします。

（イ）基本料金

基本料金は、1月につき料金表に定めるとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の1月あたりの基本料金は、料金表に定める基本料金額の半額といたします。

（ロ）電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量に対し、料金表に定める1キロワットあたりの電力量料金を乗じることにより算定いたします。

第15条（低圧電力）

（1）適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、契約者が希望され、かつ、契約者の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（2）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を契約者に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 8（契約容量等の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のもの入力につき	90 パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

ロ 契約者が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 8（契約容量等の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金

料金は、料金表に定める基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下

回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。なお、当社は当該燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額の合計額を「燃料費調整額」として請求するものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき料金表に定めるとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の 1 月あたりの基本料金は、料金表に定める基本料金の半額といたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量に対し、料金表に定める 1 キロワットあたりの電力量料金を乗じることにより算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 6（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表 7（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント、取り付けてないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

第 16 条（サービス変更手数料等）

- (1) 契約者は、当社が別に定める料金表に従いサービス変更手数料等を当社に支払うことに同意していただくものとし、契約開始後最初に支払っていただく料金とあわせて支払っていただきます。
- (2) 契約解約後の再契約の場合でも、前項の規定に準じて取扱います。
- (3) 契約者は、第 36 条（契約の変更）を行なった場合には、当社が別に定める料金表に従いサービス変更手数料等を当社に支払うことに同意していただくものとします。

第4章 料金の算定および支払い

第17条（料金の適用開始の時期）

料金は、供給開始の日から適用いたします。

第18条（検針日）

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、需給地点ごとに、一般送配電事業者が需給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます）および休日等を考慮して定めた日に、一般送配電事業者が各月ごとに行ないます。
- (2) 契約者が不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 一般送配電事業者は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、検針の基準となる日および休日を考慮して定めた日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 一般送配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめ契約者の承諾をえるものといたします。

イ 供給開始の日からその直後の需給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後の需給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

第19条（料金の算定期間）

- (1) 料金の算定期間は前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます）といたします。ただし、電気の供給を開始した月の検針期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、本契約が終了した場合の検針期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 前項にかかわらず、当社があらかじめ契約者に電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます）をお知らせした場合、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます）といたします。ただし、契約者への電気の供給を開始した月の計量期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、本契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。
- (3) 第20条（使用電力量の計量）(6)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。

第 20 条（使用電力量の計量）

- (1) 使用電力量の計量は、原則として、一般送配電事業者が需給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量いたします。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、需給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が需給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします）において合計した値といたします。
- (3) 需給地点ごとの計量の結果は、各月ごとにすみやかに当社から契約者にお知らせいたします。
- (4) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、計量器を取り付けないことがあります。
- (5) 電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 9（使用電力量の協定）を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。
- (6) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 9（使用電力量の協定）を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

第 21 条（料金の算定）

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、もしくは契約が消滅した場合または需要場所を新たに設定した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) 第 14 条（従量）(1) ニ（イ）、（ロ）、（ハ）、第 14 条（従量）(2) ホ（イ）、（ロ）および第 15 条（低圧電力）イ、ロに定める料金を変更した場合、料金変更直後の検針日から変更後の料金を適用します。

第 22 条（日割計算）

- (1) 当社は、第 21 条（料金の算定）(1) イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金または最低月額料金は別表 10（日割計算の基本算式）(1) イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 10（日割計算の基本算式）(1) ハにより算定いたします。ただし、従量 B および従量 C の料金適用上の電力量区分については、別表 10（日割計算の基本算式）(1) ロにより日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 10（日割計算の基本算式）(1) ニにより算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 第 21 条（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。また、第 22 条（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 10（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

第 23 条（料金の支払義務）

利用者の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

- イ 検針日といたします。ただし、第 18 条（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、第 18 条（検針日）(6)の場合の料金により精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、第 20 条（使用電力量の計量）(5)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、第 20 条（使用電力量の計量）(6)の場合は、その契約者の属する検針区域の検針日といたします。
- ロ 契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

第 24 条（料金その他の支払方法）

- (1) 当社が提供する J:COM 電力共用部コースの料金は、第 14 条（従量）、第 15 条（低圧電力）に定めるところによります。
- (2) 料金の支払方法は、別記に定めるところによります。
- (3) 契約者は、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることをあらかじめ予め承諾していただきます。また、当社は、前項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込む方法より支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 第 18 条（検針日）(6)の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

第 25 条（延滞処理）

- (1) 契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払がない場合で、翌月分とをあわせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます）には、当社が別に定める料金表記載の延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。

- (2) 前項の延滞処理にもかかわらず、契約者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。
- (3) 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。

第5章 使用および供給

第26条（適正契約の保持）

当社は、一般送配電事業者から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合等、契約者との契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第27条（力率の保持）

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約の契約者については90パーセント以上、その他の契約者については85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) 契約者が進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。なお、進相用コンデンサは、別表7（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

第28条（需要場所への立入りによる業務の実施）

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、契約者の承諾をえて契約者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、契約者の求めに応じ係員は所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備、または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます）、改修または検査
- (2) 第62条（保安に対する契約者の協力）によって必要な契約者の電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要な契約者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 第30条（供給の停止）、第39条（契約の解約）(1)または第41条（解除等）により必要な処置
- (6) その他約款によって、契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第29条（電気の使用にともなう契約者の協力）

- (1) 契約者の電気の使用が、次の原因で他の契約者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます）には、契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとしく必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) 契約者が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとしたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます）、その他の法令等にしがたい、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

第30条（供給の停止）

(1) 契約者が次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者は、その契約者について電気の供給を停止することがあります。

- イ 契約者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ 契約者の需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
- ハ 第48条（引込線の接続）に反して、一般送配電事業者の電線路または引込線と契約者の電気設備との接続を行なった場合

(2) 契約者が次のいずれかに該当し、当社および一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者は、その契約者について電気の供給を停止することがあります。

- イ 契約者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
- ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
- ホ 第28条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
- ヘ 第29条（電気の使用にともなう契約者の協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(3) 契約者がその他約款に反した場合には、一般送配電事業者は、その契約者について電気の供給を停止することがあります。

(4) (1)から(3)によって供給を停止する場合には、一般送配電事業者は、一般送配電事業者の供給設備または契約者の電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じて契約者に協力をしていただきます。また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により契約者にお知らせすることがあります。

第31条（供給停止の解除）

第30条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、契約者がその理由となった事実を解消したときには、一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

第 32 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）

(1) 一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、または契約者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

- イ 一般送配電事業者が維持および運用する電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ロ 一般送配電事業者が維持および運用する電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- ハ 非常変災の場合
- ニ その他保安上必要がある場合

(2) (1) の場合には、当社および一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によって契約者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第 33 条（制限または中止の料金割引）

当社は第 32 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因が契約者の責めとなる理由による場合は、その契約者については割引いたしません。

イ 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、また、従量 B で最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします）といたします。ただし、第 21 条（料金の算定）(1) イまたはロの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

ロ 割引金額

当社は一般送配電事業者から申告のあった制限または中止の期間における金額について契約者へ遡及して精算いたします。

第 34 条（違約金および損害賠償の免責）

(1) 契約者が以下のいずれかに該当し、そのために接続供給に係る料金の全部または一部の支払を免れたとして、当社が一般送配電事業者から、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を違約金として求められた場合には、契約者は当社に対し、その違約金相当額を支払っていただきます。

- イ 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合
- ロ 電気工作物の改変等によって不正には一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用した場合
- ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
- ニ 契約者が動力電力を利用されている場合で、変圧器もしくは発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

(2) 第 32 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1) によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 第 30 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または第 41 条（解除等）によって契約を解除した場合もしくは契約が消滅した場合には、当社は、契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

第 35 条（設備の賠償）

契約者が故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

第6章 契約の変更および終了

第36条（契約の変更）

契約者が電気の契約の変更を希望される場合は、新たに電気の契約を希望される場合に準ずるものいたします。

第37条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

第38条（契約者の地位の承継）

- (1) 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。
- (2) 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの1人を代表者として扱います。
- (4) 第1項および第2項の届出をし契約者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

第39条（契約の解約）

- (1) 契約者が電気の使用を解約しようとする場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、契約者から通知された解約期日に供給を終了させるための適当な処置を行いません。
- (2) 契約は、第41条（解除等）および次の場合を除き、契約者が当社に通知された解約期日に消滅いたします。
 - イ 前項の規定による解約が小売電気事業者の変更を理由とする場合、約款の解約期日が、解約通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から2日後（記録型計量器を取り付けていない場合は、当該通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から8日後）の日よりも前の場合でハに該当しない場合は、解約通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から2日後（記録型計量器を取り付けていない場合は、当該通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から8日後）の日に約款が消滅したものといたします。
 - ロ 前項にもとづく解約が、引っ越し等により契約者がその需要場所での電気の供給を受けなくなること理由とするものであり、かつ、イに該当しない場合、当社が契約者の解約通知を解約期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に契約が消滅したものといたします。

ハ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます）により、供給を終了させるための処置ができない場合は、契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

- (3) 契約者が電気の解約をした場合、①契約者の責任の下で、契約者および他小売電気事業者との間で新たな電気供給契約を締結する必要があること、②契約者および他小売電気事業者間で電気供給契約が締結されず、電気供給に関し無契約となった場合には電気の供給が止まる可能性があることを契約者は予め了承するものとします。

第 40 条（供給開始後の契約の解約または変更にもなう料金および工事費の精算）

- (1) 次の場合には、当社は、契約の消滅または変更の日に料金および工事費を、契約者に精算していただきます。

イ 当社との契約開始日に係わらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、契約者が契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は、このことを原因として当社が一般送配電事業者から請求を受けた金額を申し受けます。

また、当社は、契約者が契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加されたこととともない一般送配電事業者が新たに施設した供給設備について、一般送配電事業者から請求を受けた工事費相当額として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額および手数料を申し受けます。なお、増加後に消滅させる場合の使用電力量は、契約容量または契約電力の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

ロ 当社との契約開始日に係わらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、契約者が契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとする場合は、このことを原因として当社が一般送配電事業者から請求を受けた金額を申し受けます。

また、当社は、一般送配電事業者の供給設備のうち契約容量または契約電力の減少に見合う部分について、一般送配電事業者から請求を受けた工事費相当額として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額および手数料を申し受けます。

なお、この場合の使用電力量は、契約容量または契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

ハ 一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合は、イおよびロにかかわらず精算いたしません。

- (2) 当社との契約開始日に係わらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、契約者が一般送配電事業者の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が 1 年以上になる場合には、1 年以上利用される契約電流等に見合う部分については、(1)にかかわらず精算いたしません。

なお、契約の消滅または変更の日以降に 1 年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて精算を行ないます。

- (3) 非常変災等やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

第 41 条（解除等）

- (1) 契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することが

できるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する15日前までに解除日を明示し、契約者に対して①契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび②契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。

イ 第30条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。

ロ 料金の支払を遅延したとき

ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払われないとき。

ニ 約款の条項（第71条（暴力団排除に関する条項）を含みます）に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。

ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。

ヘ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。

(2) 当社が、以下の各号のいずれかに該当するときは、契約者は当社との契約を解除することができるものとします。

イ 約款の条項（第71条（暴力団排除に関する条項）を含みます。）に違反したとき。

ロ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。

ハ 破産、民事再生、会社更生その他の法的倒産手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたとき

(3) 契約者が、第39条（契約の解約）(1)による通知をされないうで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行なった日に契約は消滅するものといたします。

(4) 本条に基づき契約が解除された場合、①契約者の責任の下で、他小売電気事業者との間で新たな電気供給契約を締結する必要があること、②他小売電気事業者との間で、電気供給契約が締結されず、電気供給に関し無契約となった場合には電気の供給が止まる可能性があることを契約者は予め了承するものとします。

第42条（契約消滅後の債権債務関係）

契約期間中の料金その他の債権債務は、契約の消滅によっては消滅いたしません。

第7章 供給方法および工事

第43条（需給地点および施設）

- (1) 需給地点は、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路から最短距離にある場所を基準として契約者と当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、契約者と当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
 - イ 山間地、離島にある需要場所等、一般送配電事業者の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 当社および一般送配電事業者の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社および一般送配電事業者の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 第45条（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ その他特別の事情がある場合
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、工事費負担金として申し受ける金額を除き一般送配電事業者の負担で施設いたします。なお、一般送配電事業者は、契約者（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数の契約者を含みます）のみのために契約者の土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所を契約者から無償で提供していただきます。
- (3) 付帯設備（(2)により契約者の土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要な契約者の建物に付合する設備をいいます）は、原則として、契約者の所有とし、契約者の負担で施設していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

第44条（架空引込線）

- (1) 一般送配電事業者の電線路と契約者の電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、契約者の建造物または補助支持物の引込線取付点までは一般送配電事業者が施設いたします。この場合には引込線取付点は、一般送配電事業者の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であつて、堅固に施設できる点を契約者との協議を踏まえ、当社と一般送配電事業者の協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます）は、契約者の所有とし、契約者の負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるため契約者の需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、契約者の所有とし、契約者の負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、契約者の承諾をえて、次により、契約者の引込小柱を使用して他の契約者へ電気を供給することがあります。
 - イ 一般送配電事業者は、契約者の引込小柱を使用して、他の契約者への引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にある契約者の建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みま

す。)は一般送配電事業者が行ないます。また、需給地点は、契約者へ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

- ロ イにより一般送配電事業者が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、契約者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で施設いたします。

第45条(地中引込線)

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、一般送配電事業者の電線路と契約者の電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを一般送配電事業者が施設いたします。

- イ 契約者が需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

- ロ 一般送配電事業者が施設する計量器(付属装置を含みます)または接続装置の接続点

なお、一般送配電事業者は、契約者の土地または建物に接続装置を施設することがあります。

- (2) (1)により一般送配電事業者の電線路と接続する電気設備の施設場所は、一般送配電事業者の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、契約者と当社との協議によって定めます。なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、契約者の所有とし、契約者の負担で施設していただきます。

- イ 契約者の構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

- ロ 建物の3階以下にある場所

- ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 一般送配電事業者の電線路と契約者の電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

- イ 鉄管、暗きょ等契約者の土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物(π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます)

- ロ 契約者の土地または建物に施設される基礎ブロック(接続装置を固定するためのものをいいます)およびハンドホール

- ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、契約者の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、契約者の所有とし、契約者の負担で施設していただきます。ただし、一般送配電事業者が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、第53条(特別供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申し受けます。

第 46 条（接続引込線等）

- (1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点供給地点に至る引込線をいいます）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、一般送配電事業者は、分岐装置を契約者の土地または建物に施設することがあります。なお、契約者の電気設備との接続点までは、一般送配電事業者が施設いたします。
- (2) 当社は、契約者の承諾をえて、次により、契約者の引込口配線を使用して他の契約者へ電気を供給することがあります。
 - イ 一般送配電事業者は、契約者の引込口配線から分岐して、他の契約者への接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます）は一般送配電事業者が行ないます。また、需給地点は、一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。
 - ロ イにより一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、契約者にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で施設いたします。

第 47 条（中高層集合住宅等への供給方法）

中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として共同引込線による 1 引込みで電気を供給いたします。なお、技術上その他やむをえない場合は、一般送配電事業者は、契約者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の 2 次側接続点までは、一般送配電事業者が施設いたします。

第 48 条（引込線の接続）

一般送配電事業者の電線路または引込線と契約者の電気設備との接続は、一般送配電事業者が行ないます。なお、契約者の希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

第 49 条（計量器等の取付け）

- (1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます）、その付属装置計（量器箱、変成器、変成器箱、変成器の 2 次配線、通信装置、通信回線等をいいます）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます）は、契約電力等に応じて一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために一般送配電事業者が契約者の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、契約者の所有とし、契約者の負担で取り付けていただくことがあります。
 - イ 契約者の希望によって計量器の付属装置を施設する場合

- ロ 変成器の2次配線等で、一般送配電事業者規格以外のケーブルを必要とし、または契約者の希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合
- (2) 計量器その付属装置および区分装置の取付位置は適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします）とし、契約者との協議を踏まえ、当社および一般送配電事業者との協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、契約者と当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。
- (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、契約者から無償で提供していただきます。また、(1)により契約者が施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものいたします。
- (4) 一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために契約者の電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものいたします。
- (5) 契約者の希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

第50条（電流制限器等の取付け）

- (1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、原則として、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所は契約者から無償で提供していただきます。
- (3) 契約者の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額を申し受けます。

第51条（専用供給設備）

- (1) 当社は、次の場合には、第53条（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けて、契約者の専用設備として一般送配電事業者が供給設備を施設いたします。
- イ 契約者がとくに希望され、かつ、他の契約者への供給に支障がないと認められる場合
- ロ 第29条（電気の使用にともなう契約者の協力）の場合
- ハ 契約者の施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定の契約者のみを使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合
- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます）に限り、ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます）とすることがあります。

(3)一般送配電事業者は、供給設備を2以上の契約者が共用する専用供給設備とすることがあります。
ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれの契約者にも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上の契約者が同時に申込みをされる場合で、いずれの契約者も専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき

ロ 契約者が既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

第8章 工事費の負担

第52条（一般供給設備の工事費負担金）

- (1) 契約者が新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更される時を除きます）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします）をこえるときには、当社は、一般送配電事業者からの請求にもとづきその超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区分	単位	金額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,410.00円
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,170.00円

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2以上の契約者が配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。
- イ 2以上の契約者から共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表の契約者による1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長に契約者の数を乗じてえた値といたします。
- ロ 2以上の契約者から同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、契約者ごとに算定いたします。この場合、それぞれの契約者の配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する契約者の数で除してえた値にその契約者が単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。
- (5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。
- イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。
- ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\begin{aligned}
 & \text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備の工事こう長} - \left[\begin{array}{l} \text{地中配電設備の無償こう長} \\ \text{地中配電設備の工事こう長} \end{array} \right] \\
 & \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \qquad \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}
 \end{aligned}$$

(6) 次の言葉は、第8章（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます）を含みます。

ロ 工事こう長

需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(7) 第8章（工事費の負担）の各項において、契約電力等を増加される場合とは次の値が増加する場合をいいます。

イ 契約電流

ロ 契約容量

ニ 契約電力

なお、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

第53条（特別供給設備の工事費負担金）

契約者が新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用されかつ下位の供給電圧に変更されるときを除きます）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、一般送配電事業者からの請求にもとづき次の金額を工事費負担金として申し受けます。

(1) 契約者の希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます）をこえる金額。

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、次のいずれかに該当する場合があります。

イ 契約者への供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合

ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合

ニ その他契約者への供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も第52条（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

(2) 第51条（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、第51条（専用供給設備）(2)によるものといたします。

第 54 条（供給設備を変更する場合の工事費負担金）

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、契約者の希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、契約者との電気の供給に直接関係する場合に限ります）は、第 48 条（引込線の接続）、第 49 条（計量器等の取付け）または第 50 条（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、一般送配電事業者からの請求にもとづきその工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。
- (2) 第 29 条（電気の使用にともなう契約者の協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求にもとづきその工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

第 55 条（特別供給設備等の工事費の算定）

第 53 条（特別供給設備の工事費負担金）および第 54 条（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、一般送配電事業者からの請求にもとづき次により算定いたします。

- (1) 工事費は、契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。
- イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。
- ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます）によって算定いたします。
- ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます）を加えた金額といたします。
- (2) 契約者が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。
- (3) 第 53 条（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で、その工事費を第 52 条（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも第 52 条（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。
- (4) 工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合（(3)の場合を除きます）は、(1)または(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。
- (5) 一般送配電事業者が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は新たに施設、される電線路に必要なとされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。
- イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \quad \times \quad \text{使用回線数}$$

施設回線数

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

第 56 条（工事費負担金の申受けおよび精算）

- (1) 当社は、一般送配電事業者からの請求にもとづき工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、契約者に特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、供給開始日までに申し受けます。
- (2) 契約者が希望される場合または当社および一般送配電事業者が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
 - イ 第 52 条（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。
 - (イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が 5 パーセントをこえる場合
 - (ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合
 - ロ 第 53 条（特別供給設備の工事費負担金）（第 52 条（一般供給設備の工事費負担金）の超過こう長 1 メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします）および第 54 条（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は次に該当するとき。
 - (イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます、電線および変圧）器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます）の差異が 5 パーセントをこえる場合
 - (ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます）
 - (ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合
- (4) 当社は、契約者の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。なお、その変更が供給設備を施設してから、10 年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。
- (5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で、すべての契約者が共同して申込みをされたときには、当社は、一般送配電事業者が施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長に契約者の数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される第 52 条（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始している契約者の数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象とな

る工事こう長は、共同して申込みをされた契約者の数と供給を開始した契約者の数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

第 57 条（供給開始に至らないで契約を解約または変更される場合の費用の申受け）

供給設備の一部または全部を施設した後、契約者の都合によって供給開始に至らないで契約を解約または変更される場合は、当社は、一般送配電事業者からの請求に基づき要した費用の実費を申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

第9章 保安

第58条（保安の責任）

一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

第59条（調査）

- (1) 一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、契約者の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。
 - イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定
 - ロ 接地抵抗値の測定
 - ハ 点検
- (3) 一般送配電事業者は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、契約者にお知らせいたします。なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

第60条（調査等の委託）

- (1) 一般送配電事業者は、第59条（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます）に委託することがあります。
- (2) 一般送配電事業者は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、契約者にお知らせいたします。

第61条（調査に対する契約者の協力）

- (1) 契約者が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、第59条（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、契約者の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

第62条（保安に対する契約者の協力）

- (1) 次の場合には、契約者からすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ 契約者が、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

- ロ 契約者が、契約者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) 契約者が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、契約者にその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3) 一般送配電事業者は、必要に応じて、契約の成立に先立ち、供給電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、契約者と協議を行ないます。

第 63 条（一般送配電事業者の検査または工事の受託）

- (1) 契約者は、保安上必要な電気工作物の検査を一般送配電事業者に申込みことができます。
- (2) 契約者が(1)の申込みを行なった場合は、一般送配電事業者は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、一般送配電事業者は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。
- (3) 契約者は、保安上必要な電気工作物の工事を一般送配電事業者に申し込むことができます。
- (4) 契約者が(3)の申込みを行なった場合は、一般送配電事業者は、できる限りこれを受託します。受託したときには、一般送配電事業者は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷個所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます）のみを申し受けます。

第 64 条（自家用電気工作物）

契約者の電気工作物のうち自家用電気工作物については、約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 第 59 条（調査）
- (2) 第 60 条（調査等の委託）
- (3) 第 61 条（調査に対する契約者の協力）
- (4) 第 63 条（一般送配電事業者の検査または工事の受託）

第10章 雑則

第65条（禁止事項）

契約者が契約にもとづいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社がとくに認める場合を除きます。

第66条（契約者に係る情報の取扱い）

- (1) 当社は、基本情報（氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号）、および供給（受電）地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法）を、託送供給契約の締結、変更または解約のため、小売供給契約または電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます）の廃止取次のため、供給（受電）地点に関する情報の確認のため、および電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般電気事業者の業務遂行のため、小売電気事業者、一般送配電事業者および電力広域的運営推進機関との間で、契約者の個人情報を共同で利用することがあります。
- (2) 当社は、契約者に関する次の情報を取扱います。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を当社の業務を委託している者、提携事業者もしくは特定事業者及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。
 - イ 契約者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先、生年月日に関する事項。
 - ロ 契約内容に関する事項。
 - ハ 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項。
- (3) 当社は、前項に記載する契約者の個人情報を次の目的のために利用するものとします。
 - イ 当社のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求、サービスのメンテナンス、アフターサービス業務、変更・解約等に関する諸手続き、サービスに関するお知らせ等の送付、その他の当社の契約等に係る業務遂行のため。
 - ロ 契約者の電力の利用情報やサービス提供の記録に関する分析を行い、契約者が支障なく電力利用が継続できるように設備の保守等を行うため。
 - ハ 上記イ～ロのほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。
- (4) 契約者は、前項に加えて、当社が本サービスに関連して取得した契約者の毎時使用電力量、電力使用頻度、電力使用时间帯等について、当社が次に定める利用目的の範囲内で利用する可能性があることにつき、予め同意するものとします。

- イ 本サービスを円滑に運営し、および本サービスを構成する機能等の提供（連絡や通知等のための電子メールの送信等を含みます。）で、本サービスの認証情報、契約者の毎時使用電力量、電力使用頻度、電力使用时间帯等、その他本サービスの利用履歴等を利用すること。
 - ロ 本サービスの利用者からの請求、問合せおよび、苦情に対し、対応または連絡等をするために、本サービスの認証情報、その他本サービスの利用履歴等を利用すること。
 - ハ 本サービスの利便性の提供・向上、新たなプランの検討およびアフターサービス業務等で、本サービスの認証情報、契約者の毎時使用電力量、電力使用頻度、電力使用时间帯等、その他本サービスの利用履歴等を利用すること。
- 二 当社の営業・販売活動の促進やプロモーションを行うため、また、当社設備の保守および当社の新規サービスの開発や当社のサービスレベルの維持・向上を図るため、契約者が当社の本サービス以外のサービス（以下、「J:COM サービス」といいます。）を利用しているときは、当該 J:COM サービスで取得した当該 J:COM サービスの利用に係る情報（J:COM TV サービスで利用するセットトップボックスから取得する視聴状況、またはインターネットの使用状況（法の趣旨に則り法律上保護されるべきものは除きます）ならびに操作に関する記録等の情報を含むがこれらに限られない。）と、本サービスの利用者の認証情報、契約者の毎時使用電力量、電力使用頻度、電力使用时间帯等、その他本サービスの利用履歴等や利用者の生年月日等の属性および契約内容に関する事項、認証情報に関連する住所もしくは居所等に関する記録を突合する等して利用すること。

第 67 条（準拠法）

契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 68 条（合意管轄）

契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、営業区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 69 条（言語）

契約の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第 70 条（定めなき事項）

契約に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は契約の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

第 71 条（暴力団排除に関する条項）

- (1) 当社および契約者は、互いに相手方に対し、約款締結時および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。
 - イ 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれら

に準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないこと。

- ロ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、約款の締結および履行をするものではないこと。
- (2) 前項のほか、当社および契約者は、互いに相手方に対し、直接または間接を問わず以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
- イ 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為
 - ロ 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - ハ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為
 - ニ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - ホ 反社会的勢力が当社または契約者の経営に関与する行為

第72条（統計情報の取扱い）

- (1) 当社は、契約者が本サービスを利用することによって得られる全ての情報を管理します。
- (2) 前項に定める情報（個人を特定できる情報は含みません）は、当社が統計・集計等を行い、当社の営業・プロモーション活動に活用することがあります。
- (3) 当社は、契約者の本サービス利用に関する統計情報（個人を特定できる情報は含みません）を作成することができます。なお、当該統計情報およびこれらに基づく情報は当社に帰属し、契約者は如何なる権利も持たないものとします。